

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に関連する診療報酬の特例取扱いの期間等について

東日本大震災の発生以降、被災地等における保険診療や診療報酬等の特例的な取扱いにつきまして、ご案内申し上げてきたところであります。

この特例的な取扱いにつきましては、平成 2 5 年 3 月の中医協総会の議論を経て、現在、2 5 項目の特例措置（添付資料（厚生労働省保険局医療課事務連絡）の別添参照）について、岩手県、宮城県及び福島県（「被災 3 県」という。）の保険医療機関等におきましては、「東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下、「届出様式」という。）による届出の上、平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで取扱期間が延長されております。

被災 3 県以外の地域の保険医療機関等につきましては、平成 2 5 年 4 月 1 日時点で現に利用されている特例措置についてのみ、届出様式による届出の上、平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで取扱期間が延長されております。

今般、東日本大震災に伴う保険診療の特例措置については、平成 2 5 年 9 月 4 日の中医協総会の議論を経て、福島県の保険医療機関等においては、平成 2 5 年 1 0 月 1 日時点で現に利用している特例措置は、平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日までに、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降に利用を開始した特例措置は、速やかに届出様式による届出の上、平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで取扱期間が延長されることとなりました。

また、その他の地域の保険医療機関等においては、平成 2 5 年 1 0 月 1 日時点で現に利用している特例措置についてのみ、平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日までに、届出様式による届出の上、平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで取扱期間が延長されることとなりました。

なお、今後、利用状況等を把握するための資料提出等が求められることが予定されておりますが、詳細については、追って連絡されることとなっておりますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

東日本大震災に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について
(平 25.9.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)